

幼保連携型認定こども園 聖浄保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人イエス団
所 在 地	神戸市中央区吾妻通5-2-20
電 話 番 号	078-221-9565
代表者氏名	理事長 神崎 清一

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	認定こども園 聖浄保育園
施設の所在地	大阪市生野区舍利寺3丁目9番10号
連 絡 先	電話番号 06-6731-5713 FAX 06-6712-6389
管 理 者	施設長 峰 浩美
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利用定員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 3歳児…1人 4歳児…3人 5歳児…6人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 3歳児…24人 4歳児…24人 5歳児…21人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 0歳児…9人 1歳児…20人 2歳児…22人
開設年月日	昭和12年 4月
事業所番号	2710051003699
ホームページ	http://www.ans.co.jp/n/seijyo

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

(運営目標)

イエス団基本方針・長期事業方針を前提とし、わたくしたち聖浄保育園が目指す目標を次のように設定します。

『イエスに倣って、愛の業を实践する』保育園を目指します。

(基本方針)

目標を達成するに当たって、以下の点を基本方針とします。

1. キリストの精神に基づき、地域に根差し、社会福祉の業に努めます。
2. こども、その保護者、また職員一人ひとりが尊ばれる運営を行います。
3. 管理規定に準じ、透明性のある経営を行います。
4. 保育方針・保育目標に向かい、日々努力します。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		1, 231.97 m ²
園舎	構造	木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建
	延べ床面積	995.00 m ²
園庭		地上園庭 532.79 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	ゆり組 (満2歳児クラス) さくら組 (満3歳児クラス) こすもす組 (満4歳児クラス) ひまわり組 (満5歳児クラス) について各1室
遊戯室 (ホール)	1室	
調理室	1室	
子育て支援室	1室	
調乳室	1室	

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号) を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 縦割り保育の実施

満3・4・5歳児は異年齢の子ども達が、生活の中で関わりを持って活動し、その中で優しさ、思いやり、憧れなどの心を育てるために共に過ごす時間を作っています。

6 職員の職種、員数及び職務の内容

2026年4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
主幹保育教諭	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の教育及び保育をつかさどる	2	2	0	
保育教諭	園児の教育及び保育をつかさどる	14	12	2	
栄養士（栄養教諭）	園児の栄養の指導及び管理をつかさどる	1	1	0	
調理員	調理業務をつかさどる	2	2	0	
看護師		2	0	2	
事務	事務に従事する	1	1	0	

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第100号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～19：00）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
保育教諭	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
保育補助	正規の勤務時間帯（8：00～19：00）
看護師	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
栄養士（栄養教諭）	正規の勤務時間帯（8：00～18：00）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～18：00）
事務員	正規の勤務時間帯（8：00～18：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、及び年末年始（12月28日から1月3日）（※注）、春、夏、冬期の長期休業日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

お盆（8月13日から15日）・年度末最終日（次年度準備のため）につきましては、家庭保育のご協力をお願い致します。

（※注）土曜日でも、保育が必要な場合は一時預かりを利用することもできますので御相談ください。

8 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 (概ね4時間程度)	9時00分～13時00分（※注1）
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時00分～19時00分（※注2）
	保育短時間 (最大8時間)	8時00分～16時00分（※注3）

（※注1）教育時間認定に係る支給認定を大阪市から交付されている方の場合

9時00分より前若しくは13時00分を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり事業を利用することもできますので御相談ください（別途利用者負担が必要となります）。

（※注2）保育標準時間認定に係る支給認定を大阪市から交付されている方の場合

7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

（※注3）保育短時間認定に係る支給認定を大阪市から交付されている方の場合

8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	長時間・ 延長水分補給	備考
0歳児	9時40分頃	11時頃	15時頃	17時頃	
1歳児	9時40分頃	11時頃	15時頃	17時頃	
2歳児	9時40分頃	11時頃	15時頃	17時頃	
3歳児		11時40分頃	15時頃	17時頃	
4歳児		11時40分頃	15時頃	17時頃	
5歳児		11時40分頃	15時頃	17時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村が、当該市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、月の途中で入退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定子ども

本園が入所申込みの先着順により入所決定（利用認定を上回る申し込みがあった場合を除く。）し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定子ども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 学校医（嘱託医）

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科、アレルギー科

医療機関の名称	きららこどもクリニック
医院長名又は医師名	川尻 三枝
所在地	大阪市生野区巽東1-2-14 ウイングヒルズ1F
電話番号	06-6757-19191

(2) 歯科

医療機関の名称	坂本歯科医院
医院長名又は医師名	稗田 彩人
所在地	大阪市生野区林寺5-11-22
電話番号	06-6731-2037

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・消火器 有

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 毎月1・2回、職員会議で確認し合う。
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 北野 由香、峰 浩美 ・ご利用時間 8:00～ 18:00 ・電話番号 06-6731-5713 F A X 06-6712-6389 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
	第三者委員	寺田 崇雄
私立保育園連盟会長 (宗) 徳蔵寺 保育所型認定こども園 徳蔵寺こども園 施設長		
寺田 恵子		電話番号 06-6741-6294
		(一財)大阪教育文化振興財団 嘱託職員 生野区民生委員協議会林寺地区民生委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・ 保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済 (日本スポーツ振興センター)	しせつ・保育所の損害補償 (社会福祉協議会)
保険の内容	負傷・疾病・障害・死亡	傷害
保険金額	医療費等	500円～103万円

※当園では、他に遠足・行事等の際に別途保険に加入しています。

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1号認定 子ども	3歳児	4人	3人	2人	6人	3人
	4歳児	4人	5人	3人	2人	6人
	5歳児	2人	4人	5人	3人	2人
2・3号認定 子ども	0歳児	6人	8人	7人	4人	9人
	1歳児	20人	20人	17人	19人	20人
	2歳児	22人	22人	22人	22人	20人
	3歳児	23人	23人	22人	20人	23人
	4歳児	19人	22人	23人	23人	20人
	5歳児	24人	19人	21人	23人	23人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	
自己評価の実施状況	毎年度実施	

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）
なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

【1号認定が対象となるもの】

1. 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

【実費徴収費】

項目	金額	内容，負担を求める理由及び目的
日本スポーツ振興 センター掛け金	300 円	保護者会費より
新学期用品代	700 円～18,000 円	連絡帳、クレパス、マーカー等
体操服（制服）	1セット 4,250 円 〔体操服（上）2,250 円 体操服（下）2,000 円〕	新学期用品代に含まれているが、追加購入する場合に係る費用
キャンプ・卒園遠足 積立代	月額 1,500 円	5歳児お泊り保育・雪遊び遠足にかかる費用
プレキャンプ代	1回 2,000 円程	5歳児キャンプに向けて係る費用
特別保育活動費	年1回 5,000 円程	4歳児以上
主食費	月額 1,800 円	1号認定を受けた子どもに係る主食費
副食費	月額 4,900 円	1号認定を受けた子どもに係る副食費
絵本代	月額 300 円～500 円	親子のコミュニケーション、想像力育成のための絵本代
【上乗せ徴収・その他】		
保育充実費	3,000 円	2・3号の子どもと一緒に過ごす時間を大切に考えて標準時間を7時間と定めている為の費用
卒園アルバム積立代	3歳児入園 1,500 円 4歳児入園 2,000 円 5歳児入園 2,500 円	途中入園児 卒園記念アルバム製作費
写真代	月額 300 円～500 円	卒園アルバム制作に係る費用
クリスマス DVD	1枚 2,000 円程	希望者のみ係る費用

2. 子どもがよりよく過ごせるための施設設備整備のためのご協力お願い

寄附金	入園時 5,000 円程度 進級時 2,000 円程度	施設の整備等にかかる協力金
-----	--------------------------------	---------------

3. 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

時間外保育事業に係る利用者負担に係る取り扱いについては、別表 2-1 『早期・長時間・延長保育申込み一覧表』を参照。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

【2・3号認定が対象となるもの】

1. 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

項目	金額	内容、負担を求める理由及び目的
日本スポーツ振興センター掛け金	300 円	保護者会費より
新学期用品代	700 円～18,000 円	連絡帳、クレパス、マーカー等
体操服（制服）	1セット 4,250 円 〔体操服（上）2,250 円 体操服（下）2,000 円〕	新学期用品代に含まれているが、追加購入する場合に係る費用
キャンプ・卒園遠足積立代	月額 1,500 円	5 歳児お泊り保育・雪遊び遠足にかかる費用
プレキャンプ代	1 回 2,000 円程	5 歳児キャンプに向けて係る費用
園外保育代	年 1 回 5,000 円程	4 歳児以上
主食費	月額 1,800 円	2 号認定を受けた子どもに係る主食費
副食費	月額 4,900 円	2 号認定を受けた子どもに係る副食費
絵本代	月額 300 円～500 円	親子のコミュニケーション、想像力育成のための絵本代
【上乗せ徴収・その他】		
卒園アルバム積立代	1 歳児入園 500 円 2 歳児入園 1,000 円 3 歳児入園 1,500 円 4 歳児入園 2,000 円 5 歳児入園 2,500 円	途中入園児 卒園記念アルバム製作費
写真代	月額 300 円～500 円	卒園アルバム制作に係る費用
クリスマス DVD	1 枚 2,000 円程	希望者のみ係る費用

2. 子どもがよりよく過ごせるための施設設備整備等のための寄附金ご協力をお願い

寄付金	5,000 円程度	施設の整備等にかかる協力金
-----	-----------	---------------

3. 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

時間外保育事業に係る利用者負担に係る取り扱いについては、別表 2-2 『早朝・長時間・延長保育申込み一覧表』を参照。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

早朝・長時間・延長保育申込み一覧表

【 1号認定 】

1. 月極利用料金

時間	2・3号適用時間		開園時間内		標準時間		2・3号適用時間			
	7:00	7:30	8:00	8:30	9:00	13:00	16:00	16:00	16:00	16:00
	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
	9:00	9:00	9:00	9:00	13:00	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00
各年齢 共通料 金	2,800円	2,100円	1,400円	700円	教育時間	保育充実費 3,000円	700円	1,400円	2,100円	2,800円

☆標準時間以外の登録には、『早朝・長時間・延長保育申込書』と『勤務証明書(両親)』が必要です。
 ☆上記以降の延長についてはご相談ください。

2. 月極追加料金

時間	18:00	18:00
	}	}
	18:30	19:00
各年齢 共通料 金	1,800円	3,600円

3. 臨時・休日料金 (徴収単位 30分)

時間	7:00	1日料金	16:00	18:00
	}	}	9:00	}
	9:00	16:00	18:00	19:00
各年齢 共通料 金	100円	800円	100円	400円

(注)開園時間は7時00分から19時00分になります。基本的に19時以降のお預かりは
 ございません。
 必要な場合は、園にご相談ください。19時以降の料金は下記のようになります。

19時以降	
時間外受付料金	徴収単位 10分
1,000円	100円

早朝・長時間・延長保育申込み一覧表

【2・3号認定】

<短時間認定>

1. 月極利用料金

時間	早朝保育			延長保育(平日)				延長保育(土曜日)						
	7:00 }	8:00 }	8:30 }	16:00 }	16:00 }	16:00 }	16:00 }	13:00 }	13:00 }	13:00 }	13:00 }	13:00 }	13:00 }	13:00 }
	7:29	8:29	8:30	16:30	17:00	17:30	18:00	14:00	15:00	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00
各年齢 共通料金	2,000円	/	/	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	/	/	/	500円	1,000円	1,500円	2,000円

2. 臨時料金表 (徴収単位 30分)

時間	平日		土曜日	
	18:00 }	18:00 }	18:00 }	18:00 }
	18:30	19:00	18:30	19:00
各年齢 共通料金	1,500円	3,000円	500円	1,000円

時間	7:00 }	16:00 }
		8:00
各年齢 共通料金	100円	100円

<標準時間認定>

1. 月極利用料金

時間	早朝保育			延長保育(平日)				延長保育(土曜日)						
	7:00 }	8:00 }	8:30 }	16:00 }	16:00 }	16:00 }	16:00 }	13:00 }	13:00 }	13:00 }	13:00 }	13:00 }	13:00 }	13:00 }
	7:29	8:29	9:00	16:30	17:00	17:30	18:00	14:00	15:00	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00
各年齢 共通料金	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

2. 臨時料金 (徴収単位 30分)

時間	平日		土曜日	
	18:00 }	18:00 }	18:00 }	18:00 }
	18:30	19:00	18:30	19:00
各年齢 共通料金	1,500円	3,000円	500円	1,000円

時間	18:00 }
各年齢 共通料金	100円

☆登録には、『早朝・長時間・延長保育申込書』と『勤務証明書(両親)』が必要です。

(注)開園時間は7時00分から19時00分になります。基本的に19時以降のお預かりはございません。

必要な場合は、園にご相談ください。19時以降の料金は下記のとおりです。

19時以降	
時間外受付料金	徴収単位 10分
1,000円	100円